

沖縄県工芸産業振興審議会委員応募要領

1 公募の趣旨 :

県行政の意思形成過程に県民が直接参加する機会を確保するため、沖縄県工芸産業振興審議会の委員を広く県民から募集します。

2 公募を行う附属機関の名称 : 沖縄県工芸産業振興審議会

3 設置目的及び審議事項 :

工芸産業振興開発に関する重要事項を調査審議し、知事に対して意見を答申し、又は必要に応じて意見を具申することを担当する事務としています。

今回の審議事項は、伝統工芸産業の振興を図るために必要な基本となるべき計画の策定に関することです。

【参考】工芸産業振興開発に関する重要事項

- ①伝統工芸産業の振興を図るために必要な基本となるべき計画の策定
- ②沖縄県伝統工芸製品の指定

4 募集人員 : 消費者の声を把握し、提言できる者 1人

5 応募資格 :

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に在住する者であること。
- (2) 年齢が 20 歳以上の者であること。
- (3) 沖縄県議会の議員又は県の執行機関の常勤職員でないこと。
- (4) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号に掲げる者に該当しないこと。
- (5) 日本国籍を有する者であること。

6 応募方法 :

次の書類を沖縄県商工労働部ものづくり振興課あてに、持参、郵送、又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。なお、電子メールによる申込みの場合は、メール送信後に電話連絡による到達確認を行ってください。

- (1) 応募申込書
- (2) 小論文（800 字程度・様式自由）

テーマ「沖縄県の工芸品の振興に関する消費者の提言」

※提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

7 募集期間等：

令和8年1月26日（月）から令和8年2月10日（火）まで
(郵送の場合) 締切日の当日消印まで有効
(持参の場合) 受付期間は、平日午前9時00分から午後5時00分まで
(電子メールの場合) 締切日午後5時00分までに必着。送信後は電話にてご連絡ください。

8 選考方法：

沖縄県工芸産業振興審議会委員選考委員会を設置し、提出された応募申込書及び提出された小論文により選考します。なお、書面審査での選考が困難な場合は、面接を実施します。

9 選考結果の公表：

選考結果については、各応募者へ通知するとともに、委員に選任された方の氏名は県のホームページ及び行政情報センターにおいて公表します。

9 沖縄県工芸産業審議会委員の報酬、費用弁償等について

(1) 報酬

沖縄県附属機関設置条例（昭和47年5月15日条例第50号）で定める委員報酬

(2) 費用弁償

沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和49年沖縄県条例第49号）の規定の適用を受ける職員の旅費相当額

(3) 任期

委嘱の日から2年間（令和8年3月頃に委嘱予定）

(4) 年間の開催予定回数

3回程度

10 応募先及び問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県商工労働部ものづくり振興課 工芸・ファッショング産業班

TEL：098-866-2337(直通)

E-mail：aa055301@pref.okinawa.lg.jp (課代表)

担当：工芸・ファッショング産業班 末吉

※問合せについては、E-mailにてお願いします。